

## 名古屋市介護保険要介護認定等調査委託実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項、第29条第2項及び第33条第4項の規定に基づき、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の更新又は区分変更（以下「更新等」という。）申請に係る要介護認定等調査（以下「調査」という。）について、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、いきいき支援センター又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもの（以下「事業者等」という。）に対し、委託を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

### (調査対象者)

第2条 調査対象者は、法第9条の規定に基づく本市の被保険者のうち、要介護認定等の更新等の申請があった者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2の規定に基づく介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項の4の規定に基づく介護支援給付の決定にあたり、区社会福祉事務所長又は市長から審査判定の依頼があった者は、調査対象者とみなす。

### (調査実施)

第3条 前条に規定する申請を受けた市長は、本市と調査委託契約を締結した事業者等（以下「委託事業者等」という。）に対し、認定調査依頼書（様式1）により調査の依頼を行うものとする。なお、当該依頼・疑義照会に係る業務にあたっては、名古屋市介護認定事務センター（以下「認定事務センター」という）が原則行うものとする。

2 前項の依頼を受けた委託事業者等は、第4条の規定に基づき届出された認定調査員により調査を行うものとする。

3 委託事業者等は、第1項の規定に基づく申請受理後、原則6日以内に、調査対象者に対し、面接による調査を実施するものとする。

4 前項の調査を実施した認定調査員は、所定の認定調査票（概況調査、基本調査及び特記事項）（以下「認定調査票」という。）を作成する。作成にあたっては、厚生労働省の示す「認定調査員テキスト」に基づいて行うものとする。

5 委託事業者等は、第1項の規定に基づく申請受理後、原則7日以内に、依頼を受けた認定事務センターへ認定調査票を提出するものとする。ただし、調査対象者の状況等やむをえない事由により期限までに提出できない場合には、すみやかに認定事務センターへ連絡するものとする。

6 委託事業者等は、認定調査票提出後、認定事務センターから認定調査票の内容等について疑義照会があった場合には、すみやかに対応するよう努めなければならない。

### (認定調査員届出)

第4条 委託事業者等は、「調査業務従事者届出書（契約）」（様式2-1）により、認定調査員について、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届出を行うものとする。

(1) 氏名、生年月日

- (2) 介護支援専門員登録番号、有効期間満了日
- (3) 認定調査員研修（新任研修）修了証番号、研修受講地
- 2 委託事業者等のうち、介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定に基づく届出を省略し、介護支援専門員証（写）及び認定調査員研修（新任研修）修了証（写）の提出により代えることができるものとする。
- 3 第1項の規定に基づく届出のうち、新たに認定調査員を追加する場合は、「調査業務従事者届出書（追加）」（様式2-2）により、市長に届出を行うものとする。
- 4 市長は、前3項の規定に基づく認定調査員について、調査員登録を行うものとする。
- 5 委託事業者等は、第1項及び第3項の規定に基づき届出を行った認定調査員について、氏名又は介護支援専門員証の有効期間満了日の変更があった場合は、「調査業務従事者届出書（変更）」（様式2-3）により、また、調査を実施しないこととなった場合は、「調査業務従事者届出書（削除）」（様式2-4）により、すみやかに市長に届出を行うものとする。
- 6 市長は、前項の規定に基づき届出のあった認定調査員について、調査員登録の変更もしくは削除を行うものとする。
- 7 認定調査員は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者でなくてはならない。

#### （調査員研修）

- 第5条 本市内の委託事業者等の認定調査員は、原則として、本市が指定する認定調査員研修（現任研修）を受講しなければならない。
- 2 本市外の委託事業者等の認定調査員は、前項に規定する研修を任意により受講することができるものとする。
  - 3 認定調査員は、自己研修等により、国が定める「認定調査員テキスト」の修得に努めるものとする。

#### （調査員服務）

- 第6条 調査員は、調査を実施するにあたり、次の各号に規定する書類を携行しなければならない。
- (1) 介護保険認定調査員研修修了証
  - (2) 介護支援専門員証
  - (3) 認定調査依頼書
- 2 認定調査員は、調査を実施する際、前項に掲げる書類を調査対象者及びその家族等に提示しなければならない。

#### （委託料単価）

- 第7条 調査の委託料単価は、1件当たり6,050円（うち消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は550円）とする。
- 2 前項の規定に関わらず、介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に入所中の調査対象者について、当該施設の認定調査員が、当該施設内において調査を実施した場合は、1件当たり3,410円（うち消費税額等は310円）とする。

(委託料請求)

第8条 調査に係る委託料の請求は、第3条第5項の規定に基づき、認定調査票を提出した日の属する月毎にとりまとめ、原則として、その属する月の翌月10日までに1ヶ月を単位に一括して請求するものとする。

- 2 前項の請求にあたっては、調査実施確認票(様式1下欄)を認定調査委託料請求書(様式3)に添付するものとする。

(委託料支払い)

第9条 前条の規定に基づく委託料の請求があった場合は、適正な請求書を受理後30日以内に支払うものとする。

(委託事業者等責務)

第10条 委託事業者等は、調査の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な事務を遂行するために認定調査員の知識の習得及び技術の向上に努めるものとする。

- 2 委託事業者等は、調査の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- 3 委託事業者等は、調査の実施において、万一事故が発生した場合には、応急措置等迅速な対応を行うこととし、すみやかに健康福祉局介護保険課にその経過及び対応について報告し、その原因究明と再発防止に努めなければならない。

(秘密保持)

第11条 委託事業者等及び認定調査員は、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号)11条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、調査対象者のプライバシーの確保に万全を期するものとし、正当な理由なく、当該調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、調査の委託契約満了及び解除後においても同様とする。
- 3 委託事業者等は、認定調査員が、正当な理由なく、その業務に関して知りえた秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 「介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等にかかる委託要介護認定調査実施要綱(平成12年4月1日施行)」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている届出書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。